

「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部改正案」に関する意見

2022年9月13日

東京私大教連中央執行委員会

「既設学部等の収容定員充足率が5割を上回ることを認可基準に加えること」に強く反対する。

(理由)

この改正は、収容定員充足率が5割以下の学部（短期大学の場合は学科、以下同じ）が一つでもあれば、当該大学が、学部の改組・新設、定員増などの設置認可申請をできなくするものである。定員割れに苦しんでいる私立大学、定員割れしている学部等がある私立大学に極めて強い規制をかけ、定員割れ状況を改善する途を閉ざす重大な改正である。

文科省はこの改正を行う目的として、パブリックコメントに提示した「告示案について（概要）」の「改正の趣旨」に、(1)「大学等の健全な経営を実現し」、(2)「経営困難に伴う学生の修学機会の喪失を防ぐ」という2点を挙げているが、まったく合理性がない。

1点目については、この改正でなぜ「健全な経営」が実現されるのか、まったく不明である。むしろ、需要のある分野に学部を再編して経営状態を改善することを妨げるものである。また、一部報道によれば、定員充足率が5割以下の学部を抜本的に改革する場合について、文科省は「届出による定員削減や学部廃止等によって対応することができる」と説明したという。これが事実であれば、今般の改正は定員削減や学部廃止を迫るための改正ということになる。すでに、定員割れ学部の定員削減を行っている大学は少なくない。そうした大学にさらなる削減を迫って規模を縮小させたり、学部廃止という社会的にインパクトの強い手段を迫ることで、「健全な経営」など実現することなどはできない。逆に経営状況を悪化させ、当該大学に学ぶ学生、当該大学に進学を希望する学生の修学機会を奪うことにつながりかねない。まったく不当な措置と言わざるを得ない。

2点目については、収容定員充足率が5割以下の学部が一つでもある大学は、ごく近い将来に大学全体が経営破綻し学生が卒業できなくなるとみなしているようであるが、事実と反する。収容定員充足率が5割以下となっている学部があるとしても、財政余力がある大学法人は珍しくはない。そうした大学から学部再編という選択肢を奪うことは、政府が責任を負う私立学校の振興（教育基本法8条）を逸脱するものである。

また、深刻な定員割れは、大都市圏の私立大学より地方の私立大学に、大規模私立大学より小規模私立大学に偏在していることは周知の事実である。その要因には、都市部と地方の大学進学率の大きな格差、その背景にある家計の学費負担能力の格差、スケールメリットによる財政力の格差など、構造的問題が存在する。政府が長期にわたり私立大学等経常費補助を削減・抑制しつづけ、さらには定員割れ大学に対して懲罰的な補助金減額措置を強化し、地方中小規模私大の教育研究活動の基盤を弱体化させてきたことも、大きな要因である。こうした原因分析や、国民の高等教育を受ける権利を保障する観点から対応策を検討することもせずに、私立大学にいつそうの困難を押し付け、撤退を迫る本件改正は、断じて容認でき

るものではない。

そもそも本件は、中教審や教育未来創造会議などの公開された場で議論されていない。私立大学に大きな影響を及ぼす改正を、一片の告示文書により実行することは行政権限の濫用である。

改正案の撤回を強く求める。